

質問に対する回答について

業務名：奈良県総合リハビリテーションセンター 寝具類の供給・回収業務委託一式

No	資料名	ページ	項目番号	質問内容	回答
1	公告	3	第5条7 第一交渉 権者の決 定方法	「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を第一交渉権者としします。」となっていますが、落札者=契約者ではないのか。	落札者は最優先交渉権を獲得した者である。 (1)相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき (2)その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれあって、著しく不相当であると認められるとき (1)及び(2)の場合、第二交渉権者以降に交渉権が移ります。その他についても地方独立行政法人奈良県立病院機構 契約規程の通りです。 よって、落札者=契約者ではありません。
2				引継ぎはいつからを想定しておけばいいですか。	2週間は必要と考えていますので、遅くとも令和7年3月17日（月）までに業務担当者を揃えるようにし、令和7年3月31日（月）までに現行業者から引継ぎを終え業務に支障が出ないようにしてください。なお、引継ぎに要する費用は全て受託者の負担とします。
3				当社は請求書を電子化しており、お客様には電子にて請求書をご確認いただくこととなりますが、問題はありませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、インボイス制度並びに電子帳簿保存法に則った事務処理が必要です。

※この回答は仕様書への追加内容とみなします。また再質問はできません。